

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 34 小委員会
事務局	一般社団法人 日本照明工業会

<規格情報>

規格番号（発行年）	JIS C 8280(2011) + 追補1 (2014)
対応国際規格番号（版）	IEC 60238（第8版）：2004, Amd. 1:2008, Amd. 2:2011
規格タイトル	ねじ込みランプソケット（追補1）
適用範囲に含まれる主な電気用品名	ランプレセプタクル、分岐ソケット、キーレスソケット、防水ソケット、キーソケット、プルソケット、ねじ込みローゼット、アダプター
廃止する基準及び有効期間	J60238（H25）、有効期間3年間

<審議中に問題となったこと>

図18C（部分受金の受金部の寸法：我が国独自の規定）を変更して、ランプの口金との接触に関して、口金規格との整合性を高めたが、細部の寸法を規定するために、ランプ生産関係者との調整を行った。

<主な国際規格との差異の概要とその理由>

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。		
項目番号	概要	理由
17	表 13a（沿面距離及び空間距離）へ強化絶縁に関する規定を追加するが、JISは100V, 125V, 200V, 300V, 600Vの区分を追加規定（改正前JISが強化絶縁以外について規定しているのと同じ区分）	我が国で標準的なソケットの定格電圧に対して沿面距離及び空間距離の数値を明らかにする。
8.1	図18C（部分受金の受金部の寸法）にて、形状の規定を変更した。（現行のデビエーション部分を変更）	ランプの口金との接触に関して、口金規格との整合性を高める。

<主な改正点>

IEC 60238:2004（第8版）の Amendment 2:2011 の発行に対応して、追補改正を行う。				
箇条	改正点	IEC 改正点	意図	
1.2	引用規格	IEC 改正点と同じ	IEC 60399（シェードホルダリング用バレルねじ山）を引用	シェードホルダリングの規格を明確にする。
2	用語及び定義	IEC 改正点と同じ	下記の用語を追加 外郭付強化絶縁ランプソケット 部分的強化絶縁ランプソケット	強化絶縁ソケットを規定して、クラスⅡの照明器具を製作しやすくする。
6	分類	IEC 改正点と同じ	感電保護による分類に下記を追加 外郭付強化絶縁ランプソケット 部分的強化絶縁ランプソケット	同上

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

7	表示	IEC 改正点と同じ	外郭付強化絶縁ランプソケット及び部分的強化絶縁ソケットの表示事項を追加	同上
8.1	寸法	IEC 改正点と同じ	シェードホルダリング用バレルねじ山の寸法規定を追加	シェードホルダリングの規格を明確にする。
8.1	寸法	図 18C (部分受金の受金部の寸法：我が国独自の規定) を変更	—	ランプの口金との接触に関して、口金規格との整合性を高める。
8.5	寸法	IEC 改正点と同じ	図 2 の、ねじ用ゲージの表及びナット用ゲージの表による寸法規定にて、ねじ及びナットをそれぞれ片側だけの公差に変更	ねじとナットの接触面の寸法の整合性を確保する。
14	耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧	IEC 改正点と同じ	強化絶縁ソケットの試験電圧を追加	強化絶縁ソケットに対する規定を行う。
17	沿面距離及び空間距離	IEC 改正点と同じ ただし 100V, 125V, 200V, 300V, 600V の区分の規定を追加 (現行と同じ)	耐インパルスカテゴリ II に対する最小距離に、強化絶縁の規定を追加	強化絶縁ソケットに対する規定を行う。 我が国の標準電圧についても規定する。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8280（2011）＋追補 1（2014） 規格名：ねじ込みランプソケット

2015年2月3日 第34委員会（照明工）

(基準番号)	規格名 (表題)	規格番号 (本文)
J 60238 (***)	ねじ込みランプソケット	JIS C 8280 (2011) + 追補 1 (2014)

以下、追補で追加・修正された規格の項目番号を下線で示す。

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3	3 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用状態でそれらが確実に機能し、人又は周囲に危険を引き起こさないように設計し、組み立てなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<u>箇条 8</u> 箇条 10 箇条 12	8 寸法 ランプソケットの寸法を規定している。 10 端子 ランプソケットへの接続方法の要求事項を規定している。 12 構造 構造に関する規定全般。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 16 16.1	11 接地接続の手段 保護接地に関する規定全般。 16 ねじ、通電部及び接続 16.1 ねじ及び機械的接続は、その故障によって、ランプソケットに危険が生じるおそれのある場合、通常の使用状態で発生する機械的ストレスに耐えなけ	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8280（2011）＋追補 1（2014） 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 21 21.1	ればならない。 21 過度の残留ストレス（自然割れ）及びさびびに対する抵抗力 21.1 銅又は銅合金の圧延板の接点及びその他の部品は、その破壊によって危険が生じるおそれのある場合、過度の残留ストレスによって、損傷を受けてはならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	7 表示 ソケット本体又は製造業者のカタログ、若しくは取扱説明書に表示記載する情報について規定する。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 18 箇条 19 箇条 21	18 通常動作 試験口金を 100 回着脱して、磨耗、損傷、電気接点の緩み等を確認する。 19 熱耐久性 高温試験を行い、安全性に影響を及ぼす劣化等がないか確認する。 21 過度の残留ストレス（自然割れ）及びさびびに対する抵抗力 銅又は銅合金の圧延板の接点等、過大な残留ストレスによって損傷しないか確認する。	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8280（2011）＋追補 1（2014） 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					鉄を含有する部品は、防錆保護が施されているか確認する。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 箇条 7 箇条 14 14.1 14.2 14.3 箇条 20 20.5	6 分類 材質、水の浸入に対する保護等級、固定方法、感電保護など分類する。 7 表示 定格電流、定格電圧、水の浸入に対する保護等級、定格動作温度などソケット又は製造業者のカタログなどに表示する。 14 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧 14.1 防滴形及び防雨形ランプソケットの外郭は、水の浸入に対して必要な保護等級を備えなければならない。 14.2 防滴形及び防雨形ランプソケットのインレット開口部は、電線を伝う水滴がランプソケットの内側に達するおそれがないような方法で、電源電線の接続ができなければならない。 14.3 ランプソケットは、通常の使用状態で起きるかもしれない湿気条件に耐えなければならない。 20 耐熱性、耐炎性及び耐トラッキング性 20.5 防滴形及び防雨形ランプソケットの場合、充電部又は ELV 部分を正しい位置に保持する絶縁用部品	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8280（2011）＋追補 1（2014） 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					は、十分な耐トラッキング性をもたなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.1 14.3 14.4 箇条 19 19.1 箇条 20 20.1	14 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧 14.1 防滴形及び防雨形ランプソケットの外郭は、水の浸入に対して必要な保護等級を備えなければならない。 14.3 ランプソケットは通常の使用状態で起きるかもしれない湿気条件に耐えなければならない。 14.4 絶縁抵抗及び耐電圧は、異極充電部他において適切でなければならない。 19 熱耐久性 19.1 ランプソケットは、十分な耐熱性をもたなければならない。 20 耐熱性、耐炎性及び耐トラッキング性 20.1 絶縁材料 接点を保持する部分他の絶縁材料製の部分は耐熱性でなければならない。 ボールプレッシャ試験の確認を行う。	
第七條 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.1	9 感電に対する保護 9.1 電球口金の挿入中にソケットが充電部になるとき、電球口金に接触できないように設計しなければ	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8280（2011）＋追補 1（2014） 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		<p>箇条 14</p> <p>14.4</p>	<p>ならない。</p> <p>14 耐湿性，絶縁抵抗及び耐電圧</p> <p>14.4 絶縁抵抗及び耐電圧は適切でなければならない。絶縁抵抗及び耐電圧を測定する箇所や試験条件が規定されている。</p>	
第七 条 第 2 項	感電に対する保護	二 接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3	<p>3 一般要求事項</p> <p>ランプソケットは，通常の使用状態でそれらが確実に機能し，人又は周囲に危険を引き起こさないように設計し，組み立てなければならない。</p>	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 12</p> <p>12.2</p> <p>12.7</p> <p>箇条 14</p> <p>14.4</p> <p>箇条 17</p> <p>箇条 20</p>	<p>12 構造</p> <p>12.2 ランプソケットのドームの中には，電源電線のための十分な空間がなければならない。</p> <p>12.7 外郭付ランプソケット及び独立形ランプソケットのつり下げ装置は，ランプソケット内の絶縁破壊の場合に，充電するおそれがある可触金属部をもつてはならない。</p> <p>14 耐湿性，絶縁抵抗及び耐電圧</p> <p>14.4 絶縁抵抗及び耐電圧は適切でなければならない。絶縁抵抗及び耐電圧を測定する箇所や試験条件が規定されている。</p> <p>17 沿面距離及び空間距離</p> <p>20 耐熱性，耐炎性及び耐トラッキング性</p>	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8280（2011）＋追補 1（2014） 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				20.5	20.5 防滴形及び防雨形ランプソケットの場合、充電部又はELV部分を正しい位置に保持する絶縁用部品は、十分な耐トラッキング性をもたなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 20	19 熱耐久性 ランプソケットは、十分な耐熱性をもたなければならない。ランプソケットに必要とされる耐熱性についての要求事項及び試験方法を規定している。 20 耐熱性、耐炎性及び耐トラッキング性 ランプソケットに必要とされる耐熱性、耐炎性及び耐トラッキング性についての要求事項及び試験を規定している。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3	3 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用状態でそれらが確実に機能し、人又は周囲に危険を引き起こさないように設計し、組み立てなければならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3 箇条 12 12.2	3 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用状態でそれらが確実に機能し、人又は周囲に危険を引き起こさないように設計し、組み立てなければならない。 12 構造 12.2 ランプソケットのドームの中には、電源電線の	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8280（2011）＋追補 1（2014） 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				12.7	<p>ための十分な空間がなければならない。</p> <p>12.7 外郭付ランプソケット及び独立形ランプソケットのつり下げ装置は、ランプソケット内の絶縁破壊の場合に、充電するおそれがある可触金属部をもつてはならない。</p>	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.6 箇条 15 15.1 15.6 15.7 15.8	<p>12 構造</p> <p>12.6 コードグリップランプソケット及び鎖接続用に設計するランプソケットについて、導体を端子に接続する場所でねじれを含む張力がない構造を規定している。</p> <p>15 機械的強度</p> <p>15.1 ランプソケットは、十分な機械的強度をもち、ランプソケットを電線管までねじ込むことによるひずみだけでなく、電球の挿入によるひずみにも耐えなければならない。</p> <p>15.6 導電性の外面がある又はない絶縁材料の外側枠及び受金と金属製のランプソケット外面との間にある絶縁用リングの機械的強度を規定している。</p> <p>15.7 金属ランプソケットの、外部金属部品の機械的強度を、規定している。</p> <p>15.8 差込口及びパッキング押さえは、通常取り付け及び使用中に発生する機械的ストレスに耐えなけれ</p>	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8280（2011）＋追補 1（2014） 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				15.9 箇条 16 16.1	ばならない。 15.9 ランプレセプタクルは、損傷なしに、支持物に固定することに耐えるように設計しなければならない。 16 ねじ、通電部及び接続 16.1 ねじ及び機械的接続は、その故障によって、ランプソケットに危険が生じるおそれのある場合、通常の使用状態で発生する機械的ストレスに耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			ソケットは、一般に、化学物質が流出し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			ソケットには電磁波発生要因がない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3	3 一般要求事項 通常の使用状態で確実に機能し、人又は周囲に危	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8280（2011）＋追補 1（2014） 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		箇条 11 11.2 箇条 19 19.3 箇条 20 20.1	險を生じない設計及び構造とする。 11 接地接続の手段 11.2 絶縁破壊の場合に、充電部となるかもしれない接地用端子のないランプソケットの可触金属部は、確実な接地を施さなければならない。 19 熱耐久性 19.3 接点及びその他の通電部分は、過度の温度上昇を防止するような構造でなければならない。 20 耐熱性、耐炎性及び耐トラッキング性 20.1 接点を保持する部分、絶縁材料製のランプソケットの外付け部分及び導電性の外面をもつ絶縁材料製の外付け部分は、耐熱性でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—		ソケットは始動・停止をしない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.1 10.2	10 端子 10.1 ねじなし端子をもつランプソケット、器具内用ランプソケット及び特別な導体を取り付けるランプソケットは、製造業者が宣言した断面積の導体が、正しく端子に取り付けられる構造でなければならない。 10.2 接続	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8280（2011）＋追補 1（2014） 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 16 16.3	端子と配線の確実な接続方法を規定している。 16 ねじ、通電部及び接続 16.3 電氣的接続は、接触圧力が、セラミック以外の絶縁材料を通して伝達されないように設計しなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—		ソケットは電氣的、磁氣的又は電磁的妨害を受ける要素を持っていない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—		ソケットには雑音を発生する要因がない。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	7 表示 7.1～7.4 表示の内容や表示方法、表示位置を記載 7.5 表示の耐久性を記載	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	この規格では規定しない。	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8280（2011）＋追補 1（2014） 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				合規格は不要。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	同上	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	同上	同上

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8280（2011）＋追補 1（2014） 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	—	同上	同上